



沖勞発基0709第1号
令和8年7月9日

関係団体等の長 殿

沖 縄 労 働 局 長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令等の施行について（個人事業者等の安全衛生対策の推進に係る規定関係）

日頃より、労働安全衛生行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）については、令和7年5月14日に公布され、今般、改正法の一部が令和9年4月1日から施行されることに伴い、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令（令和8年政令第40号）が令和8年3月18日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和8年厚生労働省令第29号）が令和8年3月23日に、労働安全衛生法42条の規定に基づく厚生労働大臣が定める規格又は安全装置の一部を改正する件（令和8年厚生労働省告示第101号）が令和8年3月23日にそれぞれ公布され、いずれも令和9年4月1日に施行又は適用されることとなっています。

これを踏まえ、厚生労働省では、今回の改正に係る趣旨及び考え方並びに措置義務主体が講ずべき具体的実施事項等を整理した施行通達を作成し、下記の厚生労働省HPに掲載しています。

つきましては、貴団体におかれましても、改正法等の内容について御理解いただくとともに、会員の皆様等において適切な対応が図られるよう、周知に御協力くださいますようお願い申し上げます。

【厚生労働省 HP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/aneihou/index_00001.html



【沖縄労働局版リーフレット】

<https://jsite.mhlw.go.jp/okinawaroudoukyoku/content/contents/002686200.pdf>

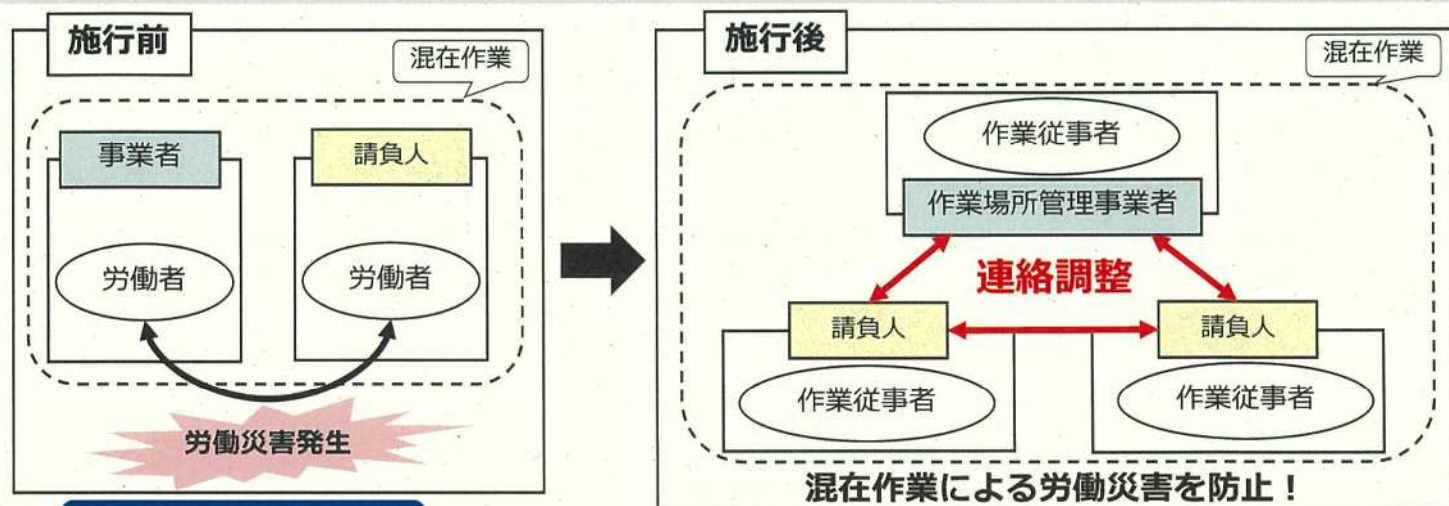


一般社団法人沖縄県歯科医師会
一般社団法人沖縄県生産性本部
一般社団法人沖縄県倉庫協会
一般社団法人沖縄県バス協会
一般社団法人沖縄県木材協会
一般社団法人沖縄港運協会
一般社団法人沖縄県ビルメンテナンス協会
一般社団法人日本クレーン協会 沖縄県支部
一般社団法人日本建設機械レンタル協会 沖縄支部
一般社団法人日本コミュニティーガス協会 沖縄支部
一般社団法人日本道路建設業協会 沖縄支部
一般社団法人日本ボイラ協会 沖縄検査事務所
一般社団法人日本ボイラ協会 沖縄支部
一般社団法人日本ホテル協会 沖縄支部
沖縄県映画興行協会
沖縄県健康産業協議会
沖縄県港湾協会
沖縄県社会福祉協議会
沖縄県食品産業協議会
公益社団法人沖縄県看護協会
公益社団法人沖縄県工業連合会
公益社団法人全日本病院協会 沖縄県支部
日本分蜜糖工業会
一般社団法人沖縄県銀行協会
一般社団法人沖縄県中小企業診断士協会
沖縄経済同友会
沖縄県印刷工業組合
沖縄県美容業生活衛生同業組合
沖縄県保育士・保育所総合支援センター
沖縄県緑化種苗協同組合
沖縄県労働組合総連合
沖縄税理士会
公益財団法人沖縄県産業振興公社
公益財団法人名護市観光協会
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 沖縄支部 ポリテクセンタ
ー沖縄

令和9年4月から 混在作業での連絡調整が義務化されます

～建設業、造船業、製造業から全業種に拡大～

作業場所管理事業者（仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するもの）に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。（労働安全衛生法第30条の4）



混在する場所の例

- ・ 荷役、搬入出、検品等の作業が同時に又は前後して行われる荷捌き場又はバース
- ・ ビル（商業施設を含む。）において、営業活動と、バックヤードにおける荷役、搬入、設備点検、改修等の作業とが同時に又は前後して行われる区域
- ・ 卸売市場において、荷受け、運搬、陳列、清掃等の作業が同時又は前後して行われる取扱区域

対象となる危険・有害な業務（労働安全衛生規則第643条の10）

- ・ 作業主任者や作業指揮者の選任が必要な業務
⇒ 構内運搬車を用いた作業、高さ2m以上のはいに係る作業など
- ・ 就業が制限される業務、特別教育が必要な業務
⇒ フォークリフトの運転業務など
- ・ 貨物自動車を用いた荷の搬入・搬出の業務、法定検査、補修の業務

～連絡調整の例～

（定常作業）

混在作業場所における作業ルールをあらかじめ定め、それを周知しておく

（非定常作業）

混在することにより危険となる場所に誘導員を配置する



関係団体等の長 殿

沖 縄 労 働 局 長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（個人事業者等の業務上災害の報告に係る規定関係）

日頃より、労働安全衛生行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）については、令和7年5月14日に公布され、今般、改正法の一部が令和9年1月1日から施行されることに伴い、労働安全衛生規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第120号）が令和7年12月9日に公布され、令和9年1月1日に施行されることとなっています。

これを踏まえ、厚生労働省では、今回の改正に係る趣旨及び考え方並びに措置義務主体が講ずべき具体的実施事項等を整理した施行通達を作成し、下記にて厚生労働省HPに掲載しています。

つきましては、貴団体におかれましても、改正法や施行通達等の内容について御理解いただくとともに、会員の皆様等において適切な対応が図られるよう、下記に御協力くださいますようお願い申し上げます。

【厚生労働省 HP】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001713372.pdf>



記

1 個人事業者等が加入する団体等が行う支援

個人事業者等（中小規模事業者の代表者又は役員等を含む。以下同じ。）が加入している業種・職種別団体におかれては、個人事業者等の災害に関す

関係団体等

一般社団法人沖縄県労働基準協会
建設業労働災害防止協会 沖縄県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 沖縄県支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 沖縄総支部
林業・木材製造業労働災害防止協会 沖縄県支部
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 沖縄支部
一般社団法人沖縄県警備業協会
一般社団法人沖縄県介護福祉士会
一般社団法人全国介護事業者連盟 沖縄県支部
公益財団法人介護労働安定センター 沖縄支部
全国健康保険協会 沖縄支部
一般社団法人沖縄県磁気探査協会
一般社団法人沖縄県中小建設業協会
一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会
一般社団法人日本塗装工業会 沖縄県支部
一般社団法人沖縄県舗装業協会
沖縄県クレーン事業協同組合
沖縄県生コンクリート工業組合
沖縄県管工事業協同組合連合会
沖縄県建設事業協同組合
沖縄県電気工事業工業組合
協同組合沖縄県鉄構工業会
西日本圧接業協同組合 沖縄ブロック
一般社団法人日本クレーン協会 沖縄検査事務所
沖縄県解体工事業協会
一般社団法人沖縄県造園建設業協会
沖縄基礎工業協同組合
沖縄県左官業組合連合会
沖縄県鳶土工業会
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 沖縄県支部
一般社団法人沖縄県建設業協会
一般社団法人沖縄県電気管工事業協会

沖縄税理士会

公益財団法人沖縄県産業振興公社

公益財団法人名護市観光協会

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 沖縄支部 ポリテクセンタ
ー沖縄

独立行政法人中小企業基盤整備機構 沖縄事務所

日本労働組合総連合会沖縄県連合会

一般社団法人沖縄県経営者協会

一般社団法人沖縄県自動車整備振興会

一般社団法人沖縄県食品衛生協会 本部

沖縄県飲食業生活衛生同業組合

沖縄県社会保険労務士会

沖縄県商工会議所連合会

沖縄県商工会連合会

沖縄県中小企業家同友会

沖縄県中小企業団体中央会

沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合

公益社団法人沖縄県トラック協会

独立行政法人労働者健康安全機構 沖縄産業保健総合支援センター

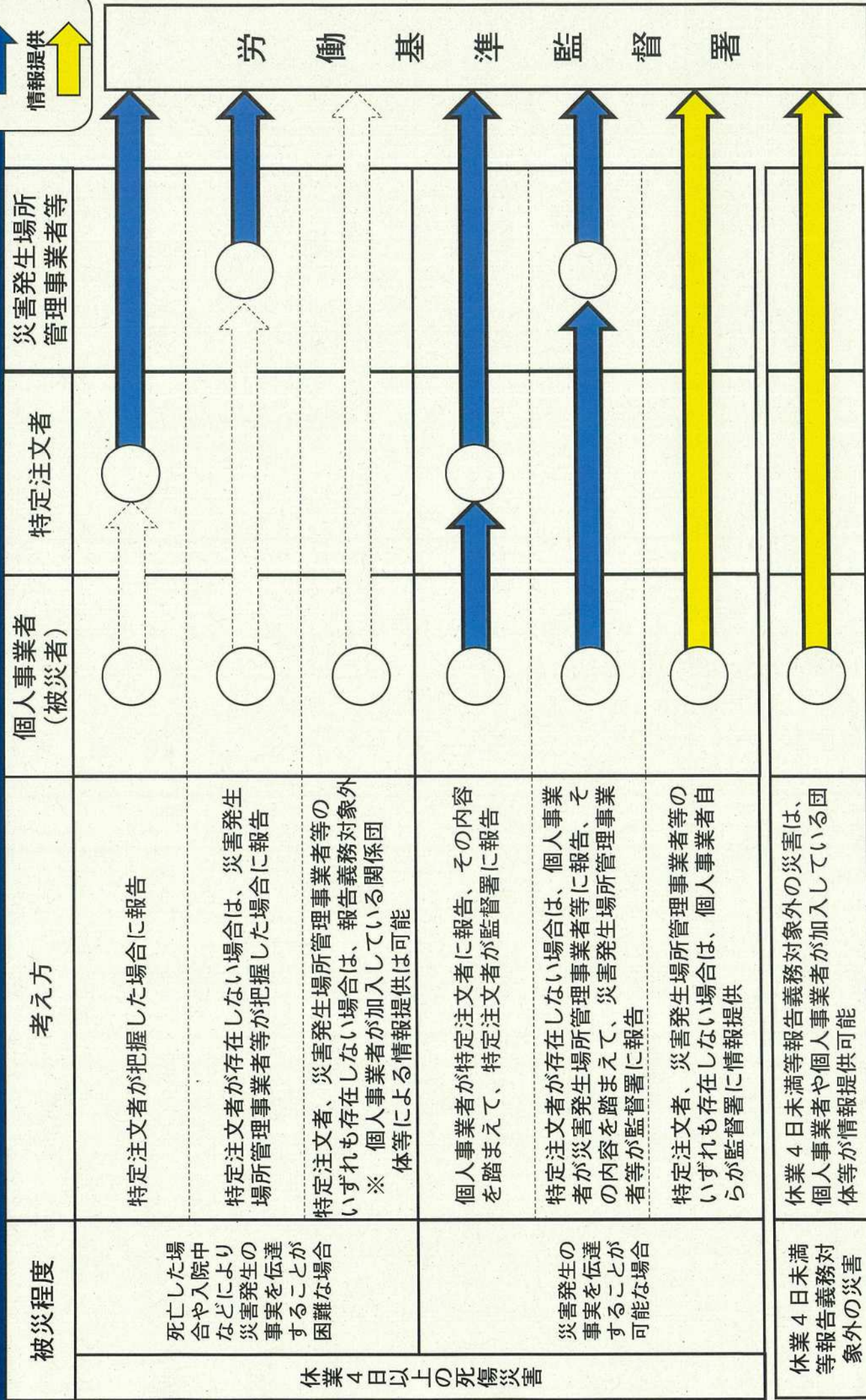
一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会

一般社団法人沖縄県医師会

(参考) 個人事業者の業務上災害報告制度に係るイメージ図

※
報告義務
(罰則なし)

情報提供



※ 災害発生場所において個人事業者が労働者と同一の場所で作業していた場合に限る。
また、被災者が中小事業の経営者や役員の場合は、所属企業が報告主体となる。